

所管部課	子ども未来部 子育て支援課	部長	志村 明子		
件名	東大和市子どもの医療費の助成に関する条例について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例	東大和市乳幼児医療費助成条例 東大和市義務教育就学児医療費助成条例			
	規則	東大和市高校生等医療費助成条例			
	部課 機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 内容</p> <p>現在、東大和市義務教育就学児医療費助成条例及び東大和市高校生等医療費助成条例に規定している所得制限と保険診療分の自己負担を撤廃し、高校生等までの子どもの医療費を完全無償化するため、上記2条例と東大和市乳幼児医療費助成条例を一本化する。</p> <p>(2) 施行日 令和6年10月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>子育て家庭の経済的な負担を軽減し、子どもたちの成長と発達を支援する環境をつくることのできる。また、既に子どもの医療費の無償化を実施している自治体との差を無くすことにより、子育て世帯等の転入促進を図ることが期待できる。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本条例の制定に伴い、東大和市乳幼児医療費助成条例、東大和市義務教育就学児医療費助成条例及び東大和市高校生等医療費助成条例は廃止とする。(附則に規定) 					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>令和6年第1回市議会定例会に議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。